



ゆづぎ

発行
白井市商工会広報・情報化委員会
E-mail koho-shokokai@shiroi.or.jp
URL <http://www.shiroi.or.jp>
TEL 047(492)0721
FAX 047(491)9884
〒270-1422 千葉県白井市復1458番

2023年125号

白井市商工会の案内です

商工会とは、主として町村における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、特別の法律により設立された法人です。

商工会は全国の市町村に1,643の商工会があり、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動を行っています。

住民の皆様へ

市内の様々な業種の方々が入会しておりますので、何かお困りのことがございましたらお電話下さい。またホームページに会員名簿を掲載しておりますので活用下さい。

ご商売をされている方、これから始めようとしている方を応援します
商工会は、様々な事業をしておりますので是非ご入会下さい。

経営相談	金融相談	講習会・研修会	地域活性化交流対策
税務・経理指導	労務相談や事務代行	各種共済・年金・保険制度	

青年部 第17回 しろい春まつりを開催



4月2日(日)10時～14時、市役所駐車場(荒天中止・順延なし)にて、青年部主催による第17回「しろい春まつり」を3年ぶりに開催いたします。イベントの内容は商工会員のPRを兼ねた模擬店、女性部・一般市民によるフリーマーケットを開催いたします。是非ご来場下さい。



女性部 フリーマーケット開催



4月2日(日)に、「第17回しろい春まつり」に於いてフリーマーケットを開催(荒天中止・順延なし)いたします。3月1日(木)から出店者募集を致します。申込み方法や詳細につきましては、商工会HPまたはお電話にてお問い合わせ下さい。



商工会費引き落としのお知らせ

銀行口座振替をご利用の方にお知らせいたします。令和5年度商工会費の引き落としを下記の日程で行います。

- 引落金融機関：千葉銀行 4月3日(月)
- 引落金融機関：京葉銀行及び千葉信用金庫 4月17日(月)

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

- ① 国の退職金制度！
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください



労働保険事務組合

商工会では、労働保険（雇用保険・労災保険）の事務代行を行っています。但し、一人親方は事務代行を受けることが出来ませんのでご了承下さい。確定保険料の10%で最低額10,000円・最高額50,000円（別途消費税）手数料が掛かります。

- 事務委託をされた事業者に対して次の事務代行をさせていただきます。
概算保険料・確定保険料その他労働保険料と一般拠出金及びこれに係る徴収金の申告・納付（印紙保険料は除く）
- 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する手続き
- 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する手続き
- 労災保険の特別加入申請、変更申請、脱退申請等に関する手続き
- 労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続き
- その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出及び報告等に関する手続き

小規模事業者経営改善貸付（マル経）融資のご案内

融資限度額：2,000万円以内
返済期間：運転資金 7年以内
設備資金：10年以内
担保、保証人：不要

◆融資対象者は、商工会の経営指導を6カ月以上うけ、商工会長の推薦が必要です。
※新型コロナウイルス感染症特別貸付、[新型コロナ関連]マル経融資（小規模事業者経営改善資金）及び[新型コロナ関連]生活衛生改善貸付は特別利率から-0.9
詳しくは商工会事務局までお問い合わせ下さい。

●商工会事務局 ☎492-0721

決算・確定申告・消費税等税務相談会のお知らせ（商工会員限定）

3月1日(水)・7日(火)・9日(木)税理士による無料相談会を実施いたします。

時間は10時～16時まで（12時～13時は除く）で予約制となっております（1人約45分）ますのでご希望の方は商工会までご連絡ください。

成田税務署からのお知らせ ICカードリーダー無しで e-Tax

パソコンの画面に表示された2次元コードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。

詳細は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

国税庁HPアドレス <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

令和5年度雇用保険料率のご案内

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

令和5年度の雇用保険料率（赤字は変更部分）

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

（枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率）

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

健康保険料率・介護保険料率の変更のお知らせ

健康保険料率	
変更前	変更後
令和5年2月分（3月納付分）	令和5年3月分（4月納付分）
9.76%	9.87%

介護保険料率	
変更前	変更後
令和4年2月分（3月納付分）	令和4年3月分（4月納付分）
1.64%	1.82%

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります

※40歳から64歳までの方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料が加わります

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます

※任意継続被保険者の方は、令和5年4月分の保険料率から変更となります

新規加入会員のご紹介

ご入会頂き誠に有難うございます

事業所名	住所	電話番号	業種
大貫総業	富塚 1232-14	4 9 1 - 7 6 0 8	プラント設備・製造
(株)カトルカール	中 355	4 0 1 - 3 1 0 3	菓子製造販売
安本設備	富士 253-60	090-2239-2610	住宅設備